

# ぼけっとランド市ヶ谷保育園 重要事項説明書

## 1. 設置者および保育所概要

- 【設置者】 学校法人三幸学園  
【所在地】 東京都文京区本郷三丁目23番16  
【代表者】 理事長 鳥居 敏
- 【保育所名称】 ぼけっとランド市ヶ谷保育園  
【所在地】 東京都新宿区市谷船河原町1番地  
【施設長】 園長 露木 峰子
- 【開設年月日】 平成26年4月1日  
【開園時間】 月曜～土曜 7時30分～18時30分  
(延長時間18時31分～20時30分)  
【休園日】 日曜・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 2. 設備概要

建物構造	鉄骨造	地下1階	地上9階建 (うち保育所使用部分1・2・3階)
乳児室		1歳児 1室	66.10m <sup>2</sup>
保育室		2歳児 2室	77.61m <sup>2</sup>
保育室		3歳児 1室	53.09m <sup>2</sup>
保育室		4歳児 1室	52.43m <sup>2</sup>
保育室		5歳児 2室	69.64m <sup>2</sup>
遊戯室		2室	44.73m <sup>2</sup>
調理室		1室	32.92m <sup>2</sup>
医務室		1室	6.06m <sup>2</sup>
便所(子ども用)		3室	33.24m <sup>2</sup>
沐浴室		1室	便所に含む
事務室		1室	17.13m <sup>2</sup>
保育士室		1室	32.53m <sup>2</sup>
廊下・その他			354.88m <sup>2</sup>
合計			840.36m <sup>2</sup>

## 3. 屋外遊戯場

名称：若宮公園  
住所：東京都新宿区若宮町20  
設備：トイレ

## 4. 運営目的

児童憲章、児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて望ましい環境の中で乳児及び幼児の養護と教育を行い、心身の発達を助長することを目的とします。

## 5. 運営方針

【保育理念】 個を受容し、共感するなかで主体性を育む

【保育方針】 ぼけっとランドの保育は、子どもの生きる力の土台がえられる保育

- ・個性、発達、能力、思い(ありのままの子ども姿)に寄り添う
- ・成長過程にあった環境や体験、経験ができる環境をつくる

【保育目標(目指す子ども像)】

- ・自分の意思(思い)を伝えられる子(主体的)
- ・自分で判断し行動できる子(問題解決能力)
- ・自分を信じていることができる子(自己肯定感)
- ・他者の気持ちを感じ取れる子(やさしさ、思いやり)

## 6. 保育内容

園児の年齢、発達に応じて決定し、指導計画を立てます。

個々の子どもの環境、発達過程に配慮しそれぞれにふさわしい生活の場を豊かに作り上げる保育を行います。また、子ども自身が自分で発想し、日常生活（保育）の中で自然に自立（自律）性を学べるように、環境の設定を行います。

## 7. 児童定員・職員配置

	定員	職員
施設長		1名
主任		1名以上
1歳児	20名	*4名以上
2歳児	22名	*4名以上
3歳児	22名	*2名以上
4歳児	23名	*1.7名以上
5歳児	23名	*1.7名以上
栄養士（調理員）		2名以上
保育従事職員		4名以上
合計	110名	*19名以上（注）

\*児童福祉法施設最低基準に準ずる

（注） 小数点第一位は四捨五入にて計算

## 8. 職種及び職務の内容

### ・施設長（園長）

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

### ・副園長

副園長は、園長の補佐業務として、保育・教育の質向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を行います。

また、状況に応じて園長業務の代行を行います。

### ・主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括します。

### ・保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画・課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。

### ・栄養士（調理員）

栄養士（調理員）は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。

### ・事務員

事務員は、当園の事務及び雑務を行います。

### ・嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。

## 9. 保育料及びその他費用

・保育料は市区町村の定めた額とします。

・特別保育事業は別に定める各種要綱に基づいて定めた額とします。

・その他、実費弁償等による徴収金は、その内容により園が定めた額とします。

カードキー（紛失時再発行代）¥2,200（税込）

【任意】シーツ ¥1,650（税込）

【任意】オムツのサブスクリプション ¥2,508（税込み）

※業者と保護者様とでの契約になります

#### 10. 給食

- ・園内にて、月齢・発達に応じた手作りの食事・おやつを提供します。
- ・献立表を作成し毎月末に翌月分をお渡し致します。
- ・月齢に応じて授乳（粉ミルク）致します。
- ・アレルギーをお持ちの場合は除去食などの対応を致します。入園時にご相談ください。

#### 11. 健康診断

- ・年2回園内にて健康診断を実施します。
- ・毎月身体測定を行います。

#### 12. 保険加入

保険の種類	賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険		
保険事故 (内容)	身体	1事故につき10億	(賠償責任保険・生産物賠償責任保険)
	財物	1事故につき10億	(賠償責任保険・生産物賠償責任保険)
	傷害保険	死亡200万円	入院2,000円/日 通院1,000円/日
保険金額	上記参照		
給付対象	保育所に所属する園児全員		

#### 13. 保育内容に関する苦情・相談

相談・苦情解決担当者	施設長 露木 峰子	TEL03-5227-7520
相談・苦情解決責任者	チャイルドケア事業部 茂呂 草人	TEL03-5840-8616
苦情解決第三者委員	学校法人三幸学園 監事 奈須 喜代志	TEL080-4108-0341
受付方法	面接・文章・電話などで相談・苦情を受け付けます。	

#### 14. 緊急時の対応

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。

囑託医	あべメディカルクリニック 院長 阿部 航		所在地：新宿区水道町4-29宝ビル1階 TEL：03-6228-1783
	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園時および年2回の健康診断の実施</li> <li>・必要に応じ臨時の健康診断</li> <li>・健康診断の結果に基づく疾病の予防・治療等に関し適切な措置と指導</li> <li>・園児に対する健康相談業務</li> <li>・保育中の病気および怪我などの救急措置</li> <li>・園における伝染病および食中毒の予防措置</li> </ul>	

囑託医	坂本歯科クリニック 院長 坂本 英一郎		所在地：新宿区袋町10坂本DCビル2階 TEL：03-3269-4065
	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の歯科検診の実施</li> <li>・歯科検診の結果に基づく疾病の予防・治療等に関し適切な措置と指導</li> <li>・園児に対するブラッシング指導の実施、健康相談業務</li> <li>・保育中の怪我などの救急措置</li> </ul>	

## 15. 非常災害時の対策

避難訓練など	地震、火災等を想定し毎月1回実施しています。 引き渡し訓練を毎年1回実施しています。
避難場所	避難所：津久戸小学校 新宿区津久戸町2番2号 避難場所：後楽園一帯

当保育所では非常災害時の計画を作成しています。

### ◎災害時における関係機関の連絡先

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
新宿区災害対策本部	03-3209-1111		危機管理課
牛込消防署（119番）	03-3267-0119	03-3267-4655	
牛込警察署（110番）	03-3269-0110		
東京電力	0120-995-007		停電/緊急時
東京ガス	03-6735-8899		ガス漏れ専用
東京都水道局	03-5368-3055		新宿営業所
東京都福祉保健局	03-5320-4128	03-5388-1406	保育支援課
東京通信病院	03-5214-7381		
東京新宿メディカルセンター	03-3269-8111		

### ◎保護者との連絡方法（※緊急連絡先に連絡します）

- ・NTT災害用伝言ダイヤル（171）
- ・コドモン

当保育所では緊急時対応マニュアル（主に災害時用）を定めています。

## 16. 虐待防止のための措置

①当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （2）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

②当園は、保育中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

当保育所は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

## 17. カスタマーハラスメントへの対応に関する方針について

当園は、厚生労働省によるカスタマーハラスメント対策企業マニュアルに基づき、園児、保護者への安心安全な保育環境の提供と、職員の健康と安全に配慮することを目的として、カスタマーハラスメントを定義し、方針をホームページに掲載しています。

## 18. 安全計画の策定について

※別資料参照